

2025年5月15日発行 会報第1235号

今週のプログラム

(2025年 5月15日 第1235回例会)

「ファイヤーサイドミーティング」

水本 徹 会長エレクト

次週のプログラム

(2025年 5月22日 第1236回例会)

「2025-26年度 活動計画①」

(クラブ奉仕・親睦・会員・情報)

各委員会

第1234回例会 (2025年 5月 8日) の記録

<会長の時間>

高尾 修 会長

「5月青少年奉仕月間」

5月は青少年奉仕月間です。本日のお客様として、米山奨学生のグエン・カム・フンさんが出席されています。例会へのご出席ありがとうございます。

2660地区大橋秀典ガバナーは、以下のように述べられています。

ロータリーでは、青少年奉仕として「インターアクト」「RYLA」「青少年交換」の3つプログラムがあります。当地区では、この3つに「ローターアクト」「米山」「ロータリー学友会」を足して、6プログラムを主に青少年の年代を対象にした奉仕活動と考えています。

これらのプログラムを担う委員会の連携を進め、より息の長い青少年奉仕ができるよう「青少年奉仕統括委員会」を設置しています。この統括委員会の活発な活動により、最近では各青少年奉仕プログラム間の連携が活発に行われています。

例えば、RYLA へのローターアクター、米山奨学生や青少年交換学生の参加、ローターアクターとして活動する米山奨学生の増加、インターアクターのポリオイベントへの参加や献血活動など、活発に活動されています。青少年奉仕は、未来ある若者を育てる素晴らしい奉仕活動です。そして、これからのロータリーを育てる種まき活動でもあります。

地区内の熱心なロータリアンだけでなく、クラブ全員で青少年奉仕に参加して、素晴らしい将来のロータリアンをたくさん育てていきましょう。そして、大きなマジックを起こしましょう。



<お客様> 米山奨学生 グエン・カム・フン

<出席報告> 水本 徹 SAA

会員数 17 名 (内出席免除会員 1 名)

本日の出席者数 9 名

(内出席免除会員 1 名・名誉会員 0 名)

本日の出席率 56.25%

<ロータリーソング> 全員

♪君が代♪ ♪奉仕の理想♪



<幹事報告>

藤田芳浩 幹事

- 1、次年度のプログラムの仮案を作成してメーリングしております。
各委員会で、ご希望の例会及び親睦活動等のご提案をお願いします。
- 2、ガバナー公式訪問の日程が例年より前倒しになるため、「クラブの現況」を6月中に完成する必要があります。今年度の各委員長様には今年度の活動報告を次年度の各委員長様には次年度の活動方針を5月末までにメールで送っていただきますようお願いいたします。
- 3、2025年7月22日(火)の2025-26年度 ガバナー公式訪問合同例会について、通常例会としますので、7月24日(木)の例会は、休会とします。
- 4、5月の例会予定を申し上げます。

第3週15日(木) 「夜例会」 18時30分開会 場所：ル・ジャルダン

プログラム「ファイヤーサイドミーティング」 水本 徹会長エレクト主催

第4週22日(木) 「昼例会」 12時開会 場所：江坂ゴルフレストラン

プログラム「次年度活動動計画」 各委員会①

2025-26年度「クラブの現況」原稿のご準備宜しくお願い致します。

第5週29日(木) 「夜例会」 18時30分開会 場所：ル・ジャルダン

プログラム「次年度活動動計画」 各委員会②

2025-26年度「クラブの現況」原稿のご準備宜しくお願い致します。

- 4、公益財団法人 大阪交通災害遺族会「機関紙 パンジーだより」回覧いたします。
- 5、「ロータリーの友」を冊子で受けている方は、お持ち帰りください。
- 6、今月のお誕生日は相原会員と小山会員です。おめでとうございます。
小山会員は欠席のため次週にします。また、渡邊佳代子事務局員が4月のお誕生日でした。
- 7、本日の例会内容は、「能登支援活動に関する協議」といたします。
後ほど、社会福祉協議会のお話を渡邊会員からさせていただきます。

<SAA報告>

水本 徹 SAA

<委員会報告> なし

<スマイルBOX>

※ロータリー財団

相原会員 コメントなし

※米山記念奨学会

藤田会員 グエンさん、お元気ですか！！

水本会員 五月病は大丈夫ですか？

高尾会員 コメントなし

※ニコニコ奉仕金

水島会員 グエンさん、ようこそ。

高尾会員 能登半島支援、頑張りましょう。

※メイプル基金

藤田会員 G.W 後 皆様お元気ですか！！

岸上会員 コメントなし



<お誕生日>

5月11日

4月16日



相原正雄 会員



渡邊佳代子 事務局員

「能登支援活動に関する協議」

渡邊了允 会員

(渡邊会員) このたびの能登支援活動にあたり、山本先生からの経緯で内灘町に足を運ぶこととなりましたが、先生との連絡がうまく取れず、ボランティアの実施にあたり準備事項がわからず困っている旨、吹田市社協で相談してきました。ボランティア活動実施にあたり、本来であれば事前に社会福祉協議会若しくは災害ボランティアセンターに申請する必要があるとあります。災害ボランティアセンターは、国内外からの支援を受け入れる窓口となっており、ボランティア活動をする場合は、その地域の社協に問い合わせしなければならないそうです。活動が押し売りにならないためにも現地とのコミュニケーションは必須です。と言われました。その後、ようやく山本先生と連絡がとれましたので炊き出しボランティアの実施に伴う質問をさせていただきました。各申請と主催者の責任の所在について確認したところ、それぞれが別の主催として実施することになりました。

(高尾会員) 山本先生となかなか連絡が取れないので、それぞれが主となって活動準備を進めようと思い、(株)TDFに確認したところ、千里メイプルRCに一任すると返事をもらいました。

(渡邊会員) 江崎さんの保険料、交通費はクラブで負担しますか。

(高尾会員) 会で出そう。山本先生が、近隣にも声をかけるので200食お願いすると言ってきた。

(相原会員) 折角、協力してくれるのだから、ラーメン屋さんの意見を尊重したい。

(岸上会員) 以前、主催者には支援金が支給されると聞いたが、私たちが主催になると山本先生にお金がいかなくて困らないのか。

(高尾会員) それは臨機応変に対応します。

(岸上会員) 何処に何時に行けば良いか決めてくれればそこに行くので決まったら教えて下さい。

(渡邊会員) チラシを修正して欲しいと山本先生から連絡がありました。修正後データで送ります

(高尾会員) 活動のためにロータリーのTシャツを購入したいと思います。色はブルーを考えています。渡邊会員にそれぞれ任せていいですか。お願いします。



《被災地へ行く前に準備しなければならないこと》

・まず始めるのは正確な情報の収集

災害が発生したら、すぐにでも被災地へ駆け付けたいという思いがあるかもしれませんが、行く前に被災地の状況を確認することが重要です。

「とりあえず現地へ行こう」と行ってみても、現地ではボランティアの受入れ体制が整っていない場合があります。力を発揮できないばかりか災害復旧作業の妨げになることもあります。求められるニーズは、災害や被災地によって異なりますので、ボランティア活動を支援・推進している全国社会福祉協議会などの SNS やウェブサイトで最新の情報を必ず確認する。

なお、被災地の自治体へ直接電話をすることは避けましょう。職員のかたは様々な緊急対応を行っているため、電話での問い合わせへの対応に時間を割かなければならなくなり、手が回らなくなってしまう可能性があります。

・被災地に負担をかけない準備が大切

被災地で災害ボランティア活動をする際には、被災地に負担をかけないようにすることが基本です。何の準備もせずに被災地に行くと、かえって被災地に迷惑をかけることにもなるのでしっかり準備をすることが大事です。

・持ち物の準備・チェック

災害の種類や活動時期によって活動時に必要な服装が違います。状況に合わせて服装・持ち物を準備しましょう。



・食事や宿泊先、往復の交通手段の確保

自分のことは自分でやる。「事前に」必要な備えをして自己完結で被災地に入りましょう。

災害が発生して間もない被災地で、物資の少ない現地での調達はできないことが多く、できたとしても被災地のかたに迷惑がかかることがあります。

・ボランティア活動保険の加入

ボランティア活動中の事故に備えた保険に加入すること。保険加入には社会福祉協議会への登録が必要となりますので、お住まいの地域の社会福祉協議会に確認すること。出発の前日までに加入手続きをすませ、被災地に向かう際には証明書を持参する。自分の住んでいる地域で加入することで、自宅と活動場所までの往復の道のりも補償の対象となります。保険は年度内有効で、保険料は 350 円程度から加入できます。

1. ボランティア活動保険加入について、(保険金をお支払いする主な場合)

①ボランティア活動保険とは、ボランティアの方々が日本国内において、ボランティア活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を 損壊させたことにより損害賠償問題が生じた場合や、ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がケガをした場合の損害を補償する保険です。

対象となるボランティア活動の考え方は、①自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で取り組まれる活動であること。②所属ボランティア活動団体の会則に則り、企画立案された活動や、社会福祉協議会へ届け出たり、社会福祉協議会の委嘱を受けた活動であること。③無償の活動であること。(交通費、食事代など費用弁償程度の支給は無償の範囲に含みます)

②移送中事故傷害保険とは、日本国内で行われる移送サービス実施に伴い、自動車等に搭乗している間の急激・偶然・外来の事故により身体に傷害を被った場合に、サービス実施主体の責任の有無に関係なく補償する「普通傷害保険」です。

2. 高速道路の無料化について

大規模災害時などのボランティアが使用する車両について、状況により高速道路の無料措置を行政等からの要請に基づいて実施することがあります。これによって高速道路を利用して被災地を往復する通行料金が期限付きで無料となり、よりたくさんのボランティアが被災地に行きやすくなります。

注意事項

- ・ 災害ボランティア車両の無料措置は、災害ボランティアに従事する方が対象です。
- ・ 料金所通行時には、運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類をご提示いただきます。
- ・ 入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員に渡してください。
- ・ 一般レーンに料金精算機が設置されている料金所においては、料金精算機の呼出ボタンを押して、災害ボランティア車両の無料措置を受ける旨を係員に伝えてください。
- ・ ETC は、利用できません。
- ・ ボランティア証明書に記載の入口 IC、出口 IC 以外の利用はできません。
- ・ 通行止め等のやむを得ない場合を除き、原則、途中流出はできません。
- ・ 証明書は、記載の出口 IC で回収されます。
- ・ 確認の押印が必要です。
- ・ 証明書は、料金所で回収されます。
- ・ 往路用と復路用は、別々の用紙で印刷してください。
- ・ 阪神高速道路等の無人料金所では、料金所スタッフが不在のため、確認印の押印ができませんので、料金所にある呼出しボタンにて申し出てください。
- ・ 証明書に記載いただいた個人情報、本措置の管理目的のみに利用し、法令で認められる場合を除き第三者への開示・提供をいたしません。

